

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例(令和7年白馬村条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第5条第2項の規定による情報提供は、空家等に関する情報提供書(様式第1号)を村長に提出する方法によるほか、口頭その他の方法により行うものとする。

(立入調査等)

第4条 法第9条第2項及び条例第7条第1項の規定による報告の求めは、空家等に係る事項に関する報告徴収書(様式第2号)により行うものとする。

2 法第9条第2項及び条例第7条第1項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書(様式第3号)により行うものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第4号)により行うものとする。

4 法第9条第4項及び条例第7条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第5号)のとおりとする。

(管理不全空家等及び特定空家等の認定)

第5条 条例第8条による管理不全空家等及び条例第10条による特定空家等の認定は、管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(平成27年5月26日付け国住備第62号・総行地第76号国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議官通知)の示す基準の例によるものとする。

(助言又は指導)

第6条 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に関する指導書(様式第6号)により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、特定空家等に関する助言・指導書(様式第7号)により行うものとする。

(意見を述べる機会の手続)

第7条 条例第9条第2項の規定による意見を述べる(以下「弁明」という。)機会の付与は、村長が特に口頭であることを認めた場合を除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出することにより行うものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

3 村長は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、勧告の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される勧告の内容及び根拠となる法又は条例の条項

(2) 勧告の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

4 前項の規定による通知は、管理不全空家等措置勧告事前通知書(様式第8号)により行うものとする。

(弁明に関する代理人)

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を村長に届け出なければならない。

(勧告)

第9条 法第13条第2項の規定により行う勧告は、管理不全空家等措置勧告書(様式第9号)により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定により行う勧告は、特定空家等措置勧告書(様式第10号)により行うものとする。

(命令に係る事前の通知等)

第10条 法第22条第4項の規定により行う通知は、特定空家等措置命令事前通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 前項の通知書を交付されて、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、特定空家等措置命令事前通知書に対する意見書(様式第12号)により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第22条第5項の規定により意見書に代えて公開に

よる意見の聴取を行うことを、特定空家等措置命令事前通知書に対する意見聴取請求書(様式第13号)により請求する場合は、この限りでない。

- 3 法第22条第6項の規定による公開による意見の聴取を行う場合の同条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書(様式第14号)により行うものとする。
- 4 法第22条第7項による公告は、白馬村公告式条例(昭和31年白馬村条例第1号)第2条第2項の規定による掲示場に掲示する方法により行うものとする。

(命令)

第11条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第15号)により行うものとする。

- 2 法第22条第13項の規定により行う命令の公示は、標識(様式第16号)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第12条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 第10条第4項の例による掲示場に掲示する方法
 - (2) 白馬村行政公式ホームページへの掲載
 - (3) その他村長が必要と認める方法
- 2 前項の規定により公表するときは、あらかじめ公表予告書(様式第17号)によりその旨を通知するものとする。
 - 3 条例第12条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、村長が特に口頭であることを認めた場合を除き、公表に係る意見書(様式第18号)を提出させて行うものとする。
 - 4 公表後は公表通知書(様式第19号)により通知するものとする。

(行政代執行)

第13条 法第22条第9項の規定による行政代執行を行う場合の行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第20号)により行うものとする。

- 2 前項の場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第21号)により行うものとする。
- 3 第1項の場合における行政代執行法第4条の規定による責任者である身分を示す証明書は、執行責任者証(様式第22号)とする。
- 4 行政代執行法第5条の規定により行う代執行に要した費用に係る納付の命令は、代執行費用納付命令書(様式第23号)により行うものとする。

(略式代執行等)

第14条 法第22条第10項の規定による代執行(以下「略式代執行」という。)を行う場合における、事前の公告は、略式代執行の実施に係る公告(様式第24号)により行うものとする。

- 2 前項の公告は、第10条第4項の例による掲示場に掲示する方法のほか、白馬村行政公式ホームページに掲載するものとする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、略式代執行及び法第22条第11項に規定する代執行(以下「緊急代執行」という。)について準用する。
- 4 略式代執行の費用は、所有者等が判明したときに、法第22条第12項の規定により準用される行政代執行法第5条の規定により、当該空家等の所有者等に納付を命ずるものとする。

(代行措置)

第15条 条例第13条第1項に規定する申出は、代行措置に関する申出書(様式第25号)により行うものとする。

- 2 村長は、前項による申出があったときは、その可否を決定し、代行措置決定(却下)通知書(様式第26号)により、当該申出を行った所有者等に通知するものとする。
- 3 条例第13条第4項の規定により所有者等から同意を得る事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 代行措置の内容
 - (2) 代行措置に係る費用
 - (3) 所有者等の費用負担
 - (4) その他村長が必要と認める事項

- 4 村長は、前項に規定する事項について所有者等から同意を得るときは、代行措置に関する同意書(様式第27号)の提出を受けるものとする。

(緊急安全措置)

第16条 条例第14条第1項に規定する最小限度の措置は、民法(明治29年法律第89号)第720条に規定する村民等の権利又は法律上保護される利益を防御するために行う次の各号に掲げる措置とする。

- (1) 近隣住民等に危険を知らせる看板等の設置
- (2) 侵入防止のためのバリケード等の設置及び開口部を閉鎖する措置
- (3) 剥離し、又はそのおそれがあるトタン、建築資材等の除去及び応急的な補強
- (4) 建築資材等の飛散又は崩壊による隣家等への危険の排除措置
- (5) 防護ネットの設置及びシートで覆う等の措置
- (6) 道路等へはみ出した樹木の枝葉等を除去する措置
- (7) 病虫害を駆除する措置

- (8) その他村長が必要と認める措置
- 2 [条例第14条第2項](#)([条例第15条](#)において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、緊急安全措置等実施者証([様式第28号](#))とする。
 - 3 [条例第14条第3項](#)の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書([様式第29号](#))により行うものとする。
 - 4 [条例第14条第4項](#)の規定により費用を徴収するときは、緊急安全措置費用請求書([様式第30号](#))により、当該空家等の所有者等に請求するものとする。
- (軽微な措置)

第17条 [条例第15条](#)の規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
 - (2) 開放されている門扉の閉鎖
 - (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生(簡易なものに限る。)
 - (4) 草刈り
 - (5) 樹木の枝の切除
 - (6) 堆積し、又は放置されている物品等の移動
 - (7) 消臭、防臭又は殺虫のための薬剤の使用
 - (8) [前各号](#)に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で村長が必要と認めるもの
- 2 [前条第3項](#)の規定は、[条例第15条](#)の規定による軽微な措置について準用する。この場合において、[同項](#)中「緊急安全措置実施通知書(様式第29号)」とあるのは、「軽微な措置実施通知書(様式第31号)」と読み替えるものとする。
 - 3 [前条第4項](#)の規定は、[条例第15条](#)の規定による軽微な措置について準用する。この場合において、[同項](#)中「緊急安全措置費用請求書(様式第30号)」とあるのは、「軽微な措置費用請求書(様式第32号)」と読み替えるものとする。

(通常の代執行、略式代執行又は緊急代執行に係る督促及び滞納処分)

第18条 村長は、[第13条第4項](#)の規定による費用(以下この条において「代執行費用」という。)が納期限までに納入されないときは、[白馬村債権管理条例施行規則\(令和4年白馬村規則第30号\)第7条](#)の規定に基づき、納期限後20日以内に、書面により督促を行うものとする。

- 2 村長は、[前項](#)の督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに当該督促に係る収入金が納入されていないときは、代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により滞納処分を行わなければならない。
- 3 [前項](#)の場合において、空家等対策に関する事務に従事する白馬村職員及び[白馬村税条例\(昭和35年白馬村条例第5号\)第2条第1号](#)の徴税吏員を代執行費用徴収職員とし、[次の各号](#)に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 費用の徴収のための質問又は検査及び調査に関すること。
 - (2) 費用の滞納処分に関すること。
- 4 代執行費用徴収職員は、[前項各号](#)の事務を行うときは、[白馬村債権管理条例施行規則第18条第1項](#)に規定する徴収職員証又は[村税に関する規則\(昭和55年白馬村規則第6号\)第5条](#)に規定する徴税吏員証を常に携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(緊急安全措置及び軽微な措置に係る督促及び民事訴訟手続)

第19条 村長は、[第16条第4項](#)の規定による費用([第17条第3項](#)において読み替えて準用する場合も含む。)が納期限までに納入されないときは、[前条第1項](#)の例により督促を行うものとする。

- 2 村長は、[前項](#)の督促に係る収入金が納入されていないときは、[白馬村債権管理条例\(令和4年白馬村条例第24号\)第8条](#)の規定により、民事訴訟手続による強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとるものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

空家等に関する情報提供書

年 月 日

白馬村長 宛

住 所
氏 名
連絡先

次のとおり空家等に関する情報を提供します。

空家等の所在地	
空家等の所有者等	
空家等となった時期	年 月頃
空家等の状況：	

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項及び白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例(令和7年白馬村条例第〇号)第7条第1項の規定に基づき、当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 報告徴収の責任者
- 5 報告の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記4の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

報告者 住 所
氏 名
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項及び白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第7条第1項に基づき、 年 月 日付 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告の対象となる空家等
所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
- 2 報告事項
- 3 添付書類

備考

- 1 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項及び白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施しますので通知します。

記

- 1 立入調査の対象となる空家等の所在地
- 2 立入調査の日時
- 3 立入調査の趣旨及び内容

様式第5号(第4条関係)

(表)

第 号	
立入調査員証	
(写真)	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法 第9条第2項及び白馬村空家等の適正な管理及び活 用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づ 立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	
白馬村長 印	

(裏)

◎空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

◎白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例(令和7年条例第〇号)

第7条 村長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、この条例の施行に関し、必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者(以下「職員等」という。)に、空家等と認められる場所に立ち入って調査(以下「立入調査」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様

白馬村長



管理不全空家等に関する指導書

あなたが所有し、又は管理する管理不全空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に認定されたため、同項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

- 1 指導の対象となる管理不全空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導の責任者
- 4 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記3の者まで報告をしてください。
- 2 上記4の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置を取らなかった場合は、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置を勧告することとなります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、法第13条第2項の規定に基づく勧告を受けることにより、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長

印

特定空家等に関する助言・指導書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に認定されたため、同法第22条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう助言・指導します。

記

- 1 助言・指導の対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導の責任者
- 4 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記3の者まで報告をしてください。
- 2 上記4の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置を取らなかった場合は、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置を勧告することとなります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、法第22条第2項の規定に基づく勧告を受けることにより、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第8号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



管理不全空家等措置勧告事前通知書

あなたが所有し、又は管理する管理不全空家等について、 年 月 日付 第 号により、指導をしてきたところですが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第13条第2項の規定により、下記のとおり措置をとるよう勧告することとなりますので通知します。

なお、あなた(あなたが代理人を選任した場合は代理人)は、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例(令和7年白馬村条例第〇号)第9条第2項及び白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例等施行規則(令和7年白馬村規則第〇号)第7条の規定により、本件に関し弁明書及び証拠書類等を提出することができます。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 勧告しようとする措置の内容

3 弁明書の提出先・連絡先

4 弁明書等の提出期限 年 月 日

備考

- 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記3に示す連絡先まで報告してください。
- 口頭による弁明を希望する場合は、上記3に示す連絡先までその旨を申し出てください。

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



管理不全空家等措置勧告書

あなたが所有し、又は管理する管理不全空家等について、 年 月 日付 第 号により、勧告を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という）第13条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる管理不全空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記1にかかる敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2または同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第10号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



特定空家等措置勧告書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という）第22条第1項の規定により対策を講ずるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに、正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1にかかる敷地が、地方税法第（昭和25年法律第226号）第349条の3の2または同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第11号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



特定空家等措置命令事前通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなた(あなたが代理人を選任した場合は代理人)は、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、白馬村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- 2 災害その他非常の場合においては、法第22条第1項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続き移行することがあります。

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

住 所
氏 名
電話番号

特定空家等措置命令事前通知書に対する意見書

年 月 日付 第 号の特定空家等措置命令事前通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第4項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

特定空家等の所在地	
意 見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 意見書に記載できない場合は、余白に記入するか、別紙に記入の上、添付してください。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付してください。

様式第13号(第10条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

住 所
氏 名
電話番号

特定空家等措置命令事前通知書に対する意見徴取請求書

年 月 日付 第 号の特定空家等措置命令事前通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定に基づき、命令に対する意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

特定空家等の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

- 1 意見聴取請求書に記載できない場合は、余白に記入するか又は、別紙に記入の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を、添付してください。

様式第14号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長

印

意見聴取通知書

年 月 日付で意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第6項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、同条第7項の規定に基づきその旨を通知します。なお、同項の規定に基づき公告していることを申し添えます。

また、同条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 聴取の期日及び場所

様式第15号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付 第 号により、法第22条第3項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置を講じることを命じます。

記

- 1 命令の対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名

- 2 措置の内容

- 3 命ずるに至った事由

- 4 命令の責任者

- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 16 号 (第 11 条関係)

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日 付 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等
所在地
用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

様式第17号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



公表予告書

あなたが所有し、又は管理する空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付 第 号により必要な措置を講ずるよう命令しましたが、いまだ履行されていませんので、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、公表することを予定しています。

なお条例第12条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、 年 月 日までに意見書を提出してください。

記

- 1 公表の対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 公表予定時期
年 月 日から上記2に示す措置を実施するまでの期間
- 7 公表方法
当該空家等の敷地に標識を設置するほか、白馬村行政公式ホームページに掲載する。

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

様式第18号 (第12条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

住 所
氏 名
電話番号

公表に係る意見書

白馬村長から、 年 月 日付 第 号の公表予告書で通知のあった公表について、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 空家等を適正に管理を行うことが出来ないことについての事由・意見	
2 その他当該事案の内容についての意見	
3 証拠書類提出の有無	有 ・ 無

様式第19号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



公表通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付 第 号により必要な措置を講ずるよう命令しましたが、いまだ履行されていませんので、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表しましたので通知します。

記

- 1 公表の対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 公表予定時期
年 月 日から上記2に示す措置を実施するまでの期間
- 7 公表方法
当該空家等の敷地に標識を設置するほか、白馬村行政公式ホームページに掲載する。

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 20 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長



戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

備考

- 1 災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として(訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 21 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



代執行令書

年 月 日付 第 号によりあなたが所有し、管理する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 年 月 日付 第 号により戒告した措置の内容
- 2 代執行の対象となる特定空家等
- 3 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額
約 円

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます(なお、

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として(訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 22 号 (第 13 条関係)

(表)

執行責任者証		第 号
(所属) (職・氏名)		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
白馬村長		印
記		
1 代執行をなすべき事項		
代執行令書 (年 月 日付 第 号) 記載の		
白馬村大字 番地 の建築物の除却		
2 代執行をなすべき時期		
年 月 日から 年 月 日までの間		

(裏)

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）</p> <p>第 22 条（以上略）</p> <p>9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10～17（略）</p> <p>行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋）</p> <p>第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>

様式第 23 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長



代執行費用納付命令書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項に規定する代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、下記納付期限までに納付しないときは、法第 6 条の規定により、国税滞納処分の例により当該代執行に要した費用を徴収することがあることを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定期間等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 代執行の内容
- 3 代執行を行った経緯及び事由
- 4 納付金額
- 5 納付期限

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として(訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 24 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長



略式代執行の実施に係る公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する下記の特定空家等については、法第 22 条第 3 項の規定により必要な措置を命じようとしたましたが、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知できないため（過失がなくて同条第 1 項の助言若しくは指導又は同条第 2 項の勧告が行われるべき者を確知できないため同条第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含みます。）、次のとおり代執行を行うため、法第 22 条第 10 項の規定によりあらかじめ公告します。

なお、代執行に要する費用は、当該措置を命ぜられるべき者が確知できたときは、法第 22 条第 10 項の規定によりその者から徴収します。また、当該代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わない事を申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 必要な措置を行う者
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額
約 円

様式第25号 (第15条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

住 所
氏 名
電話番号

代行措置に関する申出書

年 月 日付 第 号で命令がありました当該命令に係る措置については、下記の理由により履行することができないため、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第13条第1項の規定により申し上げます。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 命令の内容
- 3 命令に係る措置を履行することができない理由

様式第 26 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長



代行措置決定（却下）通知書

年 月 日付で申出のありました代行措置については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 代行措置を決定する。
特定空家等の所在地
代行措置の内容
代行措置に係る費用
- 2 申出を却下する。
理由

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第27号(第15条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

住 所
氏 名
電話番号

代行措置に関する同意書

年 月 日付 第 号で決定がありました代行措置を講ずることに下記のとおり同意します。

なお、当該措置に係る費用について、これを負担することを併せて同意し、当該措置の実施後、必ず納付することを約束します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 代行措置の内容
- 3 代行措置に係る費用
- 4 その他村長が必要と認める事項

様式第28号(第16条関係)

(表)

緊急安全措置等実施者証	
(所属) (職・氏名)	第 号
上記の者は、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第14条第2項（第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく措置を行う権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日 発行	
白馬村長	印

(裏)

白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）（抜粋）

（緊急安全措置）

第14条 村長は、法第22条第11項に規定するもののほか、管理不全空家等又は特定空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合であつて、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、法令に違反しない限りにおいて、その損害を予防し、若しくはその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を自ら行い、又は当該職員若しくはその委任した者に行わせること（以下「緊急安全措置」という。）ができる。

2 緊急安全措置を講じようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 村長は、緊急安全措置を講じたときは、当該管理不全空家等又は特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知するものとする。ただし、当該所有者等を確知することができない場合にあつては、公告するものとする。

4 村長は、緊急安全措置が完了したときは、当該措置に要した費用を当該所有者等から徴収することができる。

（軽微な措置）

第15条 前条の規定は、村長が管理不全空家等又は特定空家等について、法令に違反しない限りにおいて規則で定める軽微な措置を講ずることにより、地域における防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができるものと認めるときについて準用する。この場合において、「緊急安全措置」とあるのは、「軽微な措置」と読み替えるものとする。

様式第 29 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長



緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例(令和7年白馬村条例第〇号)第14条第1項の規定に基づき緊急安全措置を講じましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 緊急安全措置を講じた空家等
空家等の所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置を講じた事由
- 4 緊急安全措置を講じた日時
- 5 緊急安全措置に要した費用（所有者等の費用負担）

様式第 30 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長



緊急安全措置費用請求書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を講じました。つきましては、当該措置に要した費用について同条第4項の規定により請求しますので、添付の納付通知書により期限までに納付してください。

記

- 1 緊急安全措置を講じた空家等
空家等の所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置を講じた事由
- 4 緊急安全措置を講じた日時
- 5 緊急安全措置に要した費用
- 6 納付期限

様式第 31 号（第 17 条関係）

第 年 月 日
号

様

白馬村長



軽微な措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例(令和7年白馬村条例第〇号)第15条の規定に基づき軽微な措置を講じましたので通知します。

記

- 1 軽微な措置を講じた空家等
空家等の所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
- 2 軽微な措置の内容
- 3 軽微な措置を講じた事由
- 4 軽微な措置を講じた日時
- 5 軽微な措置に要した費用（所有者等の費用負担）

様式第 32 号（第 17 条関係）

第 年 月 日
号

様

白馬村長

印

軽微な置費用請求書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和7年白馬村条例第〇号）第15条の規定に基づき、下記のとおり軽微な措置を講じました。